

## 【部落差別をなくしましょう】

「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成 28 年 12 月に施行されました。

法制定の背景

- ・今もなお、部落差別の厳しい現状がある。
- ・差別に関する状況が多様化・悪質化している。  
(差別発言、差別待遇等のほか、差別的な文書の送付、身元や被差別部落の照会、インターネット上への被差別部落の地名や所在地の公開、誹謗中傷、差別を助長するような書込みなど)
- ・同和対策事業特別措置法が平成 14 年に終了後、部落差別に対する認識が薄まっていた。

|                     |  |   |
|---------------------|--|---|
| <b>目的</b>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・部落差別は許されない。</li> <li>・これを解消することが重要な課題である。</li> </ul>                                       | >> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部落差別の解消を推進する。</li> <li>・部落差別のない社会を実現する。</li> </ul> |
| <b>基本理念</b>         | 部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努める。  |   |
|                     | <b>国</b>   | <b>地方公共団体</b><br>(国との適切な役割分担を踏まえ)   |
| <b>責務</b>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・部落差別の解消に関する施策を講ずる。</li> <li>・地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う。</li> </ul> | 国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずる。   |
| <b>相談体制の充実</b>      | 部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図る。  | その地域の実情に応じ、相談体制の充実を図るよう努める。   |
| <b>教育及び啓発</b>       | 部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行う。  | その地域の実情に応じ、必要な教育及び啓発を行うよう努める。   |
| <b>部落差別の実態に係る調査</b> | 地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行う。  | 国が行う調査に協力する。  |

### 部落差別（同和問題）とは

日本の歴史の中で人為的に形作られた身分制度により、日本国民の一部の人々が長い間、日常生活の上での不当な差別や、社会的な不利益を受ける我が国固有の重大な人権問題です。

差別を受けていた人々は、農業を営んで年貢を収めたり、優れた技術で牛馬の皮革加工や草履・雪駄づくり、医療・医薬品製造に携わるなどしたほか、城や寺院の清掃、町や村の警備、火消しを行うなど、社会的に必要とされる仕事や役割、文化を担っていました。しかし、中世からのけがれ<sup>1</sup>意識が残り、それに関わる人々が住居や職業、結婚などにおいて差別されました。

差別や偏見によるこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。一人ひとりの人権が尊重される社会を実現しましょう。

同和問題を正しく理解し、私たち一人ひとりが自分の問題として捉え、「差別をしない、させない」意識を持ち、部落差別を無くしましょう。

けがれ<sup>1</sup>：災害、死、出血、火事、犯罪など、それまでの状態に変化が生じることを「けがれ」として恐れた。